

議案第 80 号

川崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 2 月 19 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成 25 年川崎市条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 号中「地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 6 第 1 号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）」を「川崎市地域包括支援センター運営協議会」に改める。

第 31 条第 2 項第 1 号中「第 33 条第 13 号」を「第 33 条第 14 号」に改め、同項第 2 号エ中「第 33 条第 14 号」を「第 33 条第 15 号」に改め、同

号オ中「第33条第15号」を「第33条第16号」に改める。

第33条中第26号を第27号とし、第18号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、同条第17号中「第12号」を「第13号」に、「第13号」を「第14号」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第16号を第17号とし、同条第15号中「第13号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、同条第12号中「(川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第83号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。))第41条第2号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。)」を削り、同号を同条第13号とし、同条第11号の次に次の1号を加える。

- (12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問介護計画(川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第83号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。))第41条第2号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。次号において同じ。)その他の指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

第33条に次の1号を加える。

- (28) 指定介護予防支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、指定介護予防支援の具体的取扱方針に指定介護予防サービス事業者等から介護予防訪問介護計画等の提出を求めること及び地域ケア会議から資料又は情報の提供等の求めがあった場合に協力するよう努めることを加え、及び川崎市介護保険条例の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。